

健康・医療・介護分野におけるデータ利活用

～世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を踏まえて～



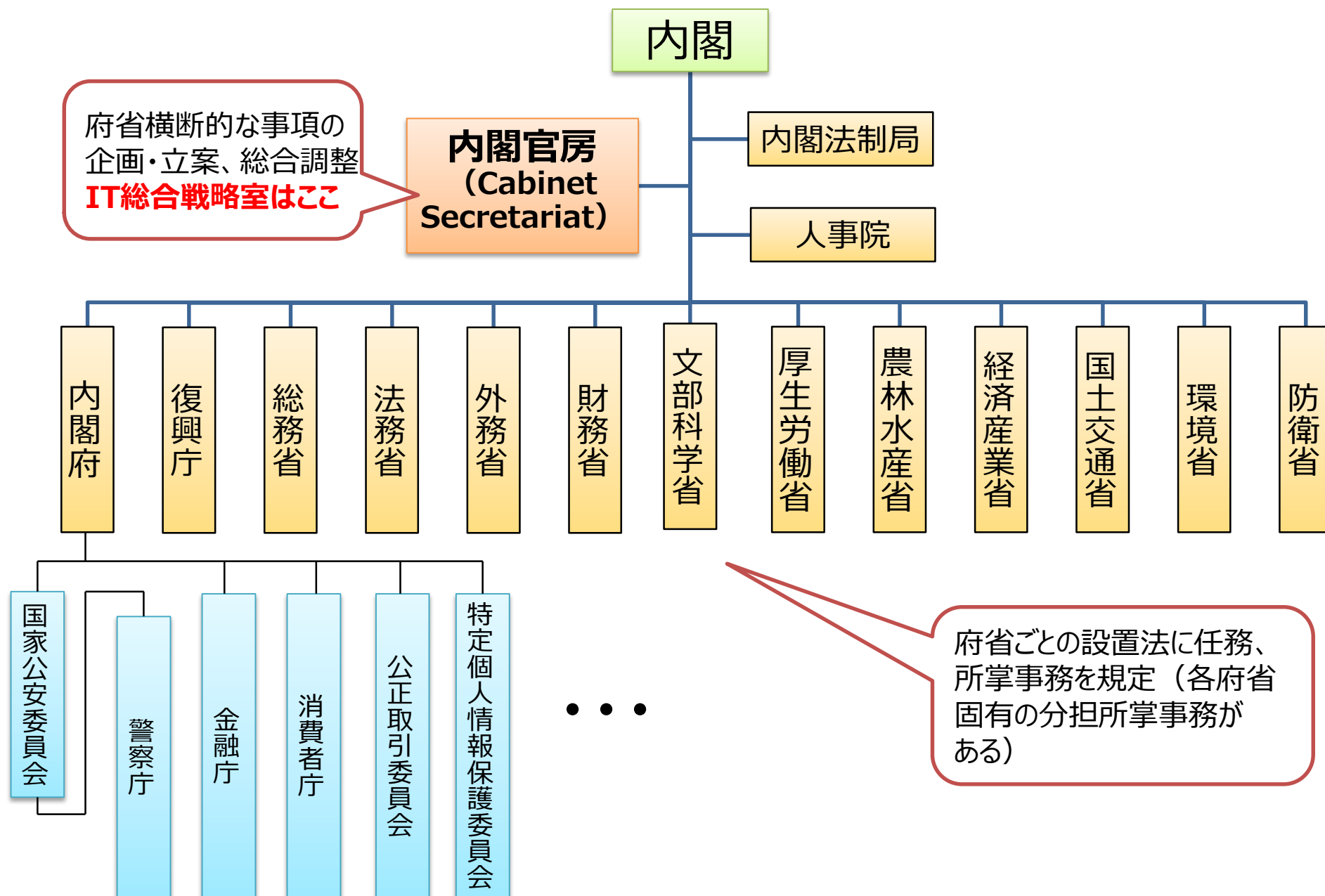
平成30年2月15日
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
山田 栄子

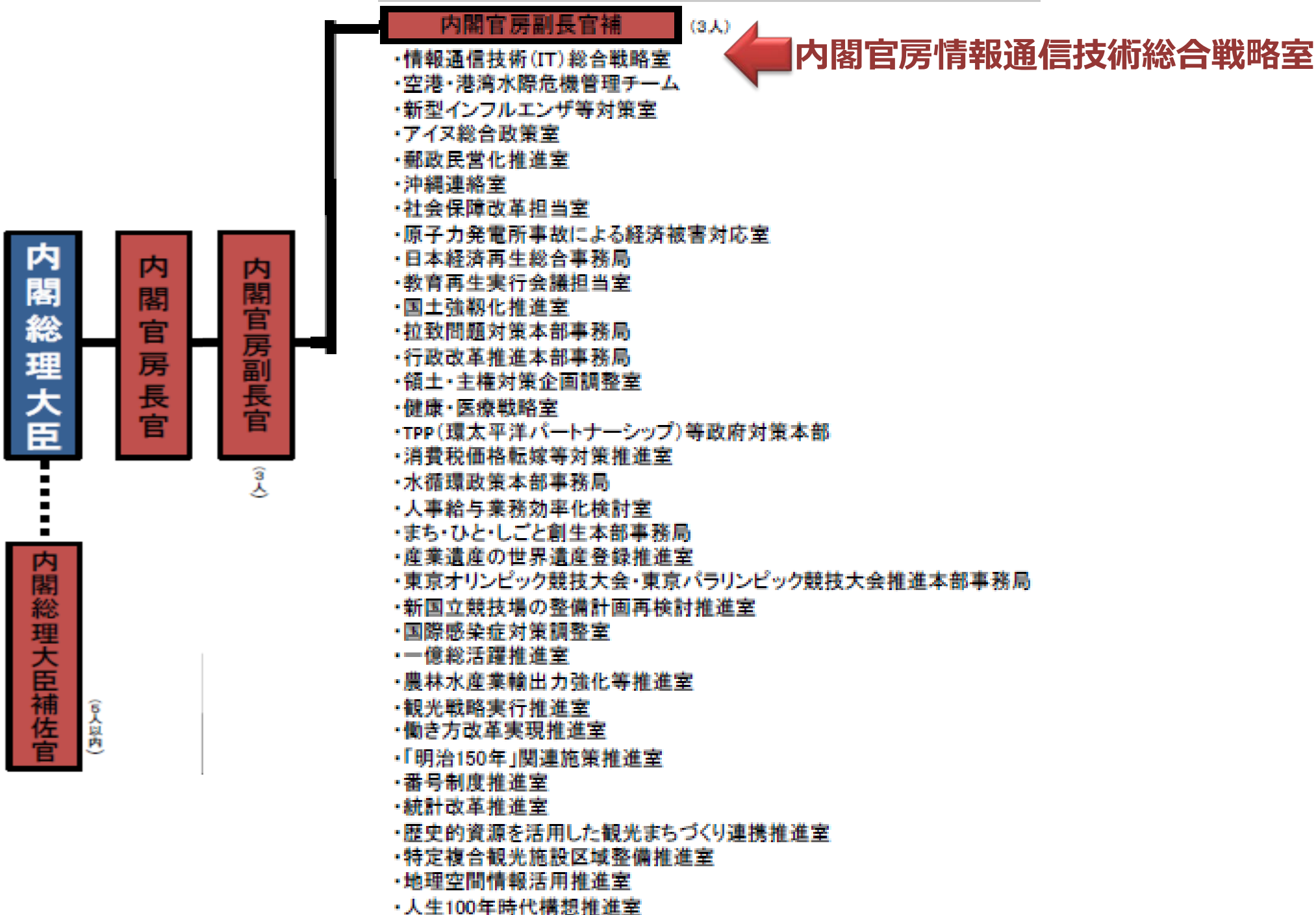
目 次

- 1．情報通信技術（I T）総合戦略室の概要
- 2．官民データ活用推進基本計画
- 3．健康・医療・介護分野におけるビッグデータの活用
- 4．PHRの検討に向けて

1. 情報通信技術（I T）総合戦略室の概要

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室について

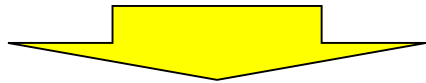




内閣情報通信政策監（政府CIO制度）の役割

制度創設以前のIT戦略の推進における諸課題

- ・府省縦割りの解消
- ・政府のみならず、地方、民間を含む国全体のIT利活用を目指す戦略の必要性
- ・IT利活用の推進に当たって、トータルコスト低減との両立を図る戦略の必要性
- ・利用者のニーズ等、現場の視点の強化



上記諸課題を踏まえ、政府CIOを法律上位置づけ、
以下の役割を制度化

①府省横断的な司令塔機能

－府省横断的に「横串」を通し、重複の排除、関係府省の連携を強化

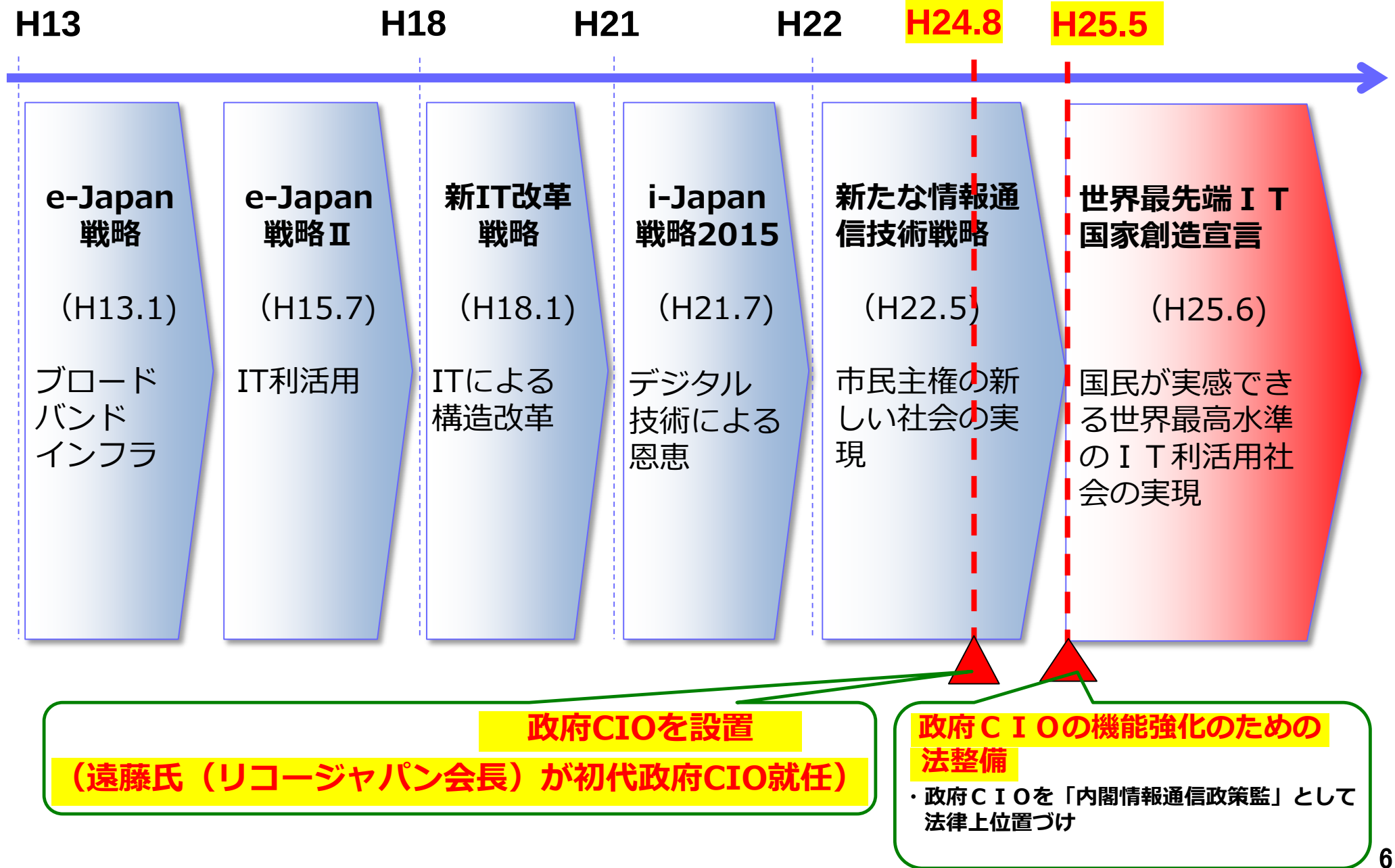
②政府のみならず、地方、民間を含む我が国全体のIT戦略の策定

－単なる作文ではなく、具体的かつ緻密、着実な施策の推進の必要性（IT投資の全体最適、見える化の実現、コストパフォーマンスを意識したPDCAによるスパイラルアップ）
－変革意欲を有する地方公共団体、民間との連携

③民間視点での改革の推進

－利用者の視点、業務改革の視点、情報通信技術の視点、競争力の視点の強化

政府のIT戦略の経緯



2. 官民データ活用推進基本計画

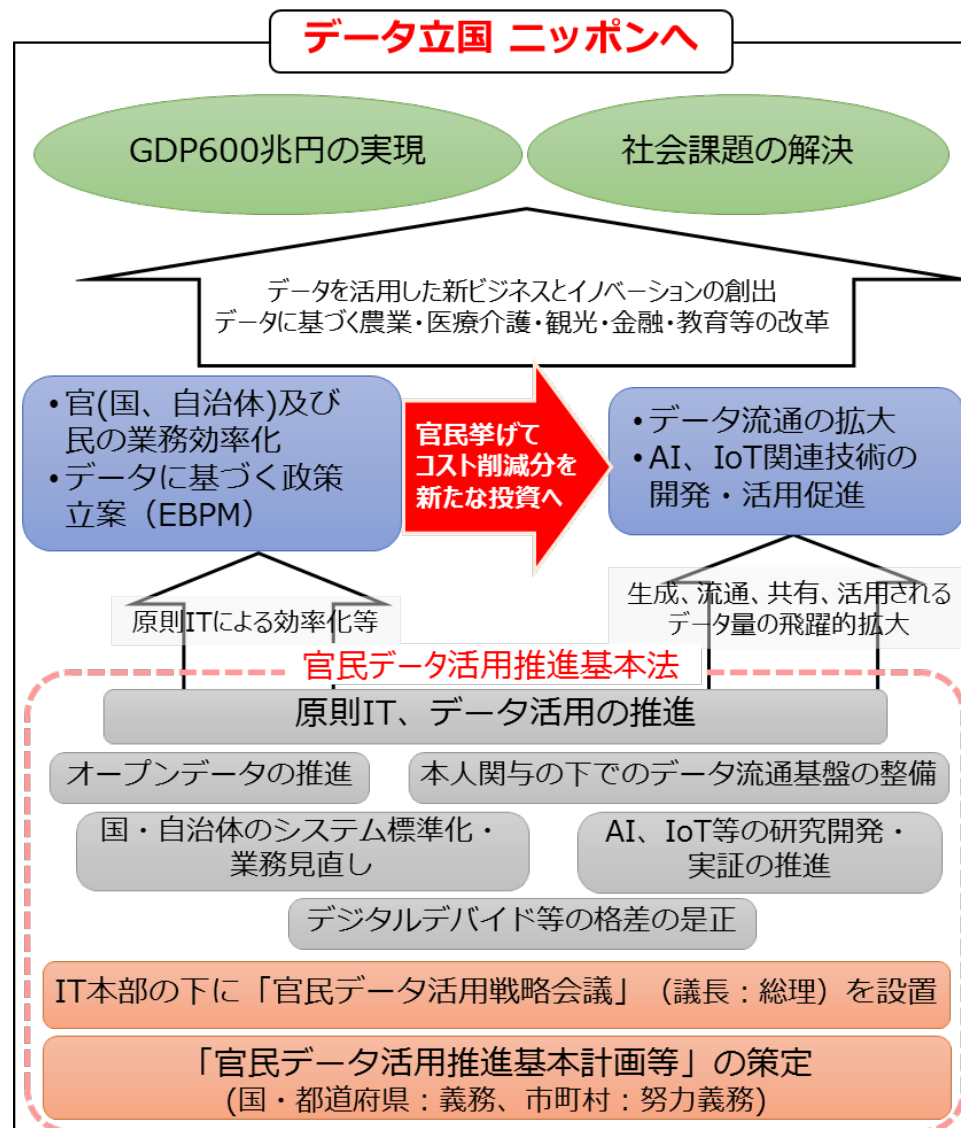
官民データ活用推進基本法が施行されました！

- 近年、スマートフォンやIoTの普及により、様々なデータがビッグデータとして蓄積されつつあり、その流通を促進し「データ」の積極活用を社会全体に広げることで、社会課題の解決が図られる可能性が高まっています。
- また、今後、社会基盤として活用が期待されるAIの推進に当たって、AIに投入する「データ」を質・量ともに向上・増大させて流通させることが、必要です。
- さらに、超少子高齢社会を迎え様々な課題を抱える我が国では、勘と経験ではなく、様々な「データ」に基づき政策を進めることが必要です。
- このような「データ」の重要性の高まりを踏まえ、**「官民データ活用推進基本法」が制定されました。**

<官民データ活用推進基本法の制定経過>

平成28年

11月25日	衆議院内閣委員会	賛成多数をもって、起草案を成案とし、委員会提案の法律案とすることを決定
29日	衆議院本会議	賛成多数をもって可決
12月 6日	参議院内閣委員会	賛成多数をもって可決
7日	参議院本会議	賛成多数をもって可決
14日	官報公布・施行	



官民データ活用のための環境整備（3本の矢）

- IT基本法（2000年）：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の推進が目的
- サイバーセキュリティ基本法（2014年）：安全・安心なデータ活用の基盤を整備
- 改正個人情報保護法（2015年）：パーソナルデータ活用ルールを整備

⇒ **官民データ活用推進基本法（2016年）で、官民の多様なデータの徹底活用のための環境が整備**

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法） （2000年成立）

社会環境の変化に伴う補完・拡張

サイバーセキュリティ基本法 （2014年成立）

社会基盤のサイバーセキュリティ強化

NISCによる
独法・重要インフラ等への
監査権限等

サイバーセキュリティ戦略本部の設置
（2015年発足）

サイバーセキュリティ戦略
（2015年～）

官民データ活用推進基本法 （2016年成立）

データを活用した、安全・安心・快適に
暮らすことができる社会の実現

官民データの活用の推進等

官民データ活用推進戦略会議の設置
（2017年発足）

官民データ活用推進基本計画
（2017年～）

個人情報の保護に関する法律 （2003年成立、2015年改正）

個人情報の適正な取扱い

個人情報(マイナンバー(個人番号)
を含む。)の有用性に配慮しつつ、
その適正な取扱いを確保するために設置

個人情報保護委員会の設置
（2016年発足）

「データ」がヒトを豊かにする社会の実現

第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】

ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化

【ネットワークインフラの進展】

- **有線**：最大速度1～10Gbps（光ファイバ）
無線：最大速度500Mbps超（4G）
（今後5G（超高速10Gbps）・多数接続といった特徴）の実現（2020年）
- **クラウドサービスの活用**

【利用環境面】

- **企業等**：一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携（標準化も含む）が進展
- **個人レベル**：スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
- **IoT**：モノのインターネットの普及（センサー技術の小型軽量化・低廉化）

e-Japan戦略
（超高速ネットワークインフラ整備、電子取扱い、電子政府等のルール整備、人材育成など）

2001年

2003年

e-Japan戦略Ⅱ
（IT利活用を重点）以降、戦略の重点の見直し

2013年

世界最先端IT国家創造宣言 策定

国・自治体の取組

- 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進
これまでも一定の成果
- ・ 情報システム改革・業務の見直し（BPR）
（運用コスト削減、システム数削減見込）
（人事・給与システム、旅費システムの統一化等）
- ・ 農地情報公開システム
- ・ 自治体クラウドの推進
- ・ マイナンバー制度の導入
- ・ オープンデータの推進
- ・ SNSを活用した災害時における情報共有の推進等

2016年

官民データ活用推進基本法 施行

2017年

官民データ活用推進基本計画 策定

2020年

▲2020年 オリパラ東京大会

2050年～

2060年 高齢化率約40%（推計）

「データ大流通時代」の到来

- このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、**AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。**
（人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に）

⇒ **あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。**（我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承（高齢者の再活躍の場の提供）、地域の中小企業の活性化を可能にする等）

「データ」がヒトを豊かにする社会（官民データ利活用社会）の実現

「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題（経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保）を踏まえ、

8分野（①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動）を重点分野に指定
将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる農業を創出
- ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現

（※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。）

分野横断的なデータ利活用に向けて

「データ」がヒトを豊かにする社会（「データ」大流通時代の到来）

AI、IoT等の新たな技術を用いた分野横断的なデータ利活用による
新しいイノベーションの創出や社会構造の変革を目指す

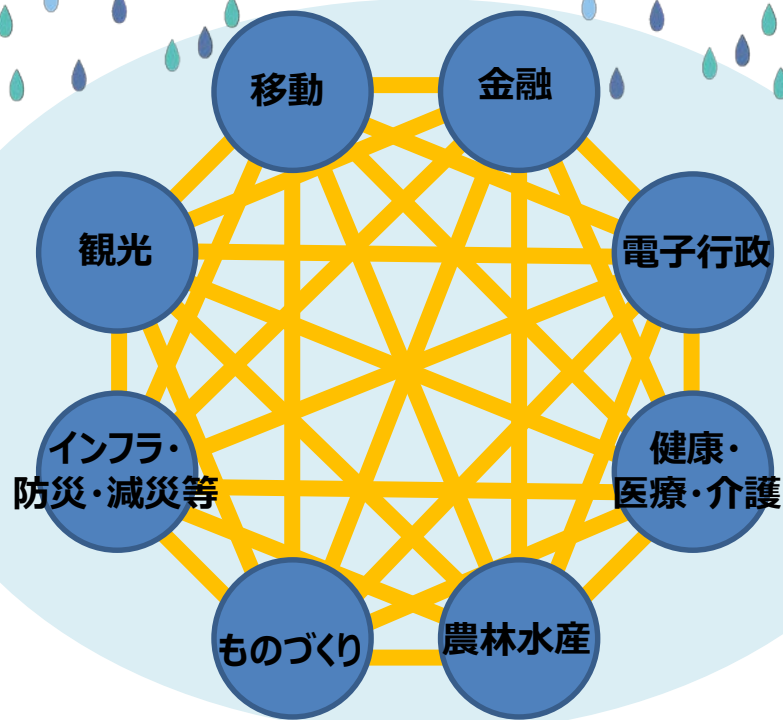
オープンデータの促進

オンライン化原則

分野横断的なサービスプラットフォーム
(データ標準化、API、マイナンバー制度活用等)

データの雨

分野を超えた
様々な知識や
知恵の共有



＜連携施策の例＞

- 電子行政・金融連携
・資金管理と納税等申請手続のシームレスな連携 等
- 農業インフラ連携
・建設機械の農業利用 等
- 医農連携
・患者の病状・体質に適した食品の開発・提供 等

官民データ活用推進基本法の構成

19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

等



行政(地方)

行政(国)

オープンデータ

民間

オープンデータ
(協調分野)

10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等（官－民、地方－民、民－民）の棚卸し
- ・ オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化等
- （医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化
- ・ 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- ・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催（民間ニーズに即したオープンデータ推進）
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進
- （訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- ・ 交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討

等

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体のデジタル化（ペーパーレス化を含む。）
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進
- （「デジタル・ガバメント推進方針」に基づく政府横断的な実行計画の策定
- ・ 「デジタル・ガバメント推進方針」に基づく政府横断的な実行計画の策定（平成29年）、各府省の中長期の戦略的な計画の策定（平成30年上半期）

等

12条 データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進（日米、日EU、G7、APEC等）等

15条2項

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

（データの標準化（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等を含む）

- ・ 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討
- （農業データ連携基盤の構築
- ・ 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進
- ・ 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 等

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ 身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進（「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」）
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進（マイキープラットフォームの活用等）
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用

等

14条 デジタルデバйд対策

- ・ 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備

等

16条 研究開発

- ・ 次世代人工知能技術の研究開発の推進
- （「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証

等

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成
- ・ セキュリティ・IT人材の計画的な育成
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及

等

基本理念

- 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（EBPM：根拠に基づく政策立案）
- 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

基本的施策

- (1) 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン原則）
- (2) 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- (3) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（いわゆる情報銀行、データ取引市場）
- (4) 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR、標準化、サービスプラットフォーム）
- (5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- (6) マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発 等
- (7) 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保 等

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」
を閣議決定（2017年5月30日）

健康・医療・介護分野での重点施策

■ 情報システム改革・業務の見直し【基本法第15 条第 1 項関係】

- ・ 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化
- ・ 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進

■ データ利活用のルール整備【基本法第12 条関係】

- ・ 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現
- ・ 匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備

■ データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第15 条第 2 項関係】

- ・ 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等ID 制度導入
- ・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及
- ・ 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策

■ 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第14 条関係】

- ・ ICT 等を用いた遠隔診療の推進

■ 研究開発【基本法第16 条関係】

- ・ AI を活用した「保健指導支援システム」の研究推進
- ・ 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業
- ・ 臨床研究等ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進
- ・ 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等
- ・ 高精細映像データの収集・解析およびAI を通じた診療支援
- ・ 診療データを活用したICT・AI 等を用いた診療支援機器の研究開発

官民データ活用基本計画のポイント

官と民の垣根を超える（データ・サービス・施策）

個人がデータ活用に関与する

個人にとってのメリットを明確に

データを生かした科学的アプローチ

「データ」利活用によって享受できるメリットの具体化

◎ PDCAにより、随時、計画見直し

- ・ 今後の技術動向や国民・事業者等のニーズなどを踏まえ、当初の計画の施策を進める中でさらに対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題、KPI等を修正・追加する等の見直し
- ・ 定期的に施策の成果・効果を評価し、その結果を踏まえた見直し

官民データ活用推進基本計画の策定

○ 行政手続等のオンライン化原則（10条）

- ① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策
○○施策
××施策
- ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

【…分野】

▲▲施策

【××分野】

●●施策

各施策について、以下を記載

- ✓ これまでの主な取組
- ✓ 課題、今後の方向性
- ✓ 期限、スケジュール、KPI
- ✓ 国民や事業者等へのメリット（できるだけ定量的に）等

○ オープンデータの促進（11条）

…

○ 普及啓発

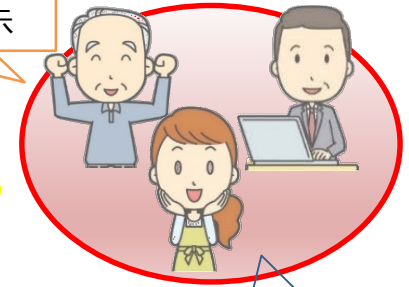
国民視点での課題

- ・ マイナンバー制度活用（カードの普及、公的個人認証サービス、法人番号等）
- ・ 業務の見直し（BPR）を踏まえたシステム改革
- ・ データ標準化、共通語彙、API連携等による分野横断的なプラットフォーム
- ・ いわゆる情報銀行、データ取引市場、知財等のルール整備 等

今後

（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）

メリット例を具体的に提示



AI、IoT等の技術と官民データの共有

・ 付加価値を高める
・ 創造性を高める

・ ロボットによる
作業効率化、補助

高齢者
（活躍の場の提供／
働き方改革）

若者、女性、障害者
（働き方改革）

健康・医療・介護分野における「データ」利活用の方向性

医療のIT化に向けたこれまでの検討

I T 基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)成立後、関係府省庁による病院内の情報化、地域情報連携の推進、請求情報の電子化等の取り組みを通じ、医療等分野における I T 化を推進中。

今後の検討

国民一人ひとりが最適な健康・医療・介護サービスを活用できるよう、**健診・診療・ケア情報等を個人単位で把握できるようにするとともに、医療・介護等の関係者が情報を円滑に共有し、個人に合ったサービスの提供が可能なデータ連携基盤(EHR)の整備を推進。加えて、個人の生涯にわたる健康・医療・介護データを、本人が主体的に流通・利活用できる環境(PHR)整備を進める。**

※ EHR : Electronic Health Record
PHR : Personal Health Record

健康

個人の日常生活や身体状況に合わせた健康法等のアドバイス



医療

個人の多様なエビデンスに基づく効率的・効果的・継続的な治療・投薬・重症化予防



介護

個人や家族のニーズを踏まえ医療やリハビリとも連携した最適なケアの実践



3. 健康・医療・介護分野におけるビッグデータの活用

制度の動向

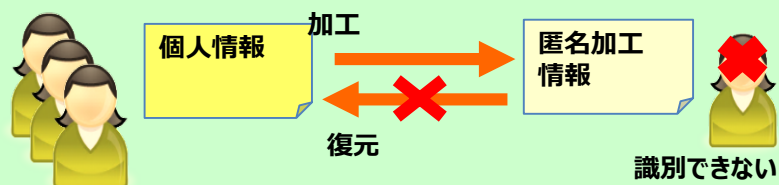
平成27年の「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」という）の改正、ならびに次世代医療基盤法の制定により、匿名加工情報に関する規定が整備されたことで、医療（研究）等分野において、匿名加工されたデータの活用が進展することが期待される。

平成28年12月14日に公布施行された「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」第12条に「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備」が盛り込まれるなど、データの適正かつ効果的な活用に向けた機運が高まっている。

個人情報保護法改正により新設された匿名加工情報

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

匿名加工情報



次世代医療基盤法(2017年4月制定)

趣旨

特定の個人を識別できないように医療情報を匿名加工する事業者に対する規制を整備し、匿名加工された医療情報の安心・適正な利活用を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資する。

概要

1. 国の責務等

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、

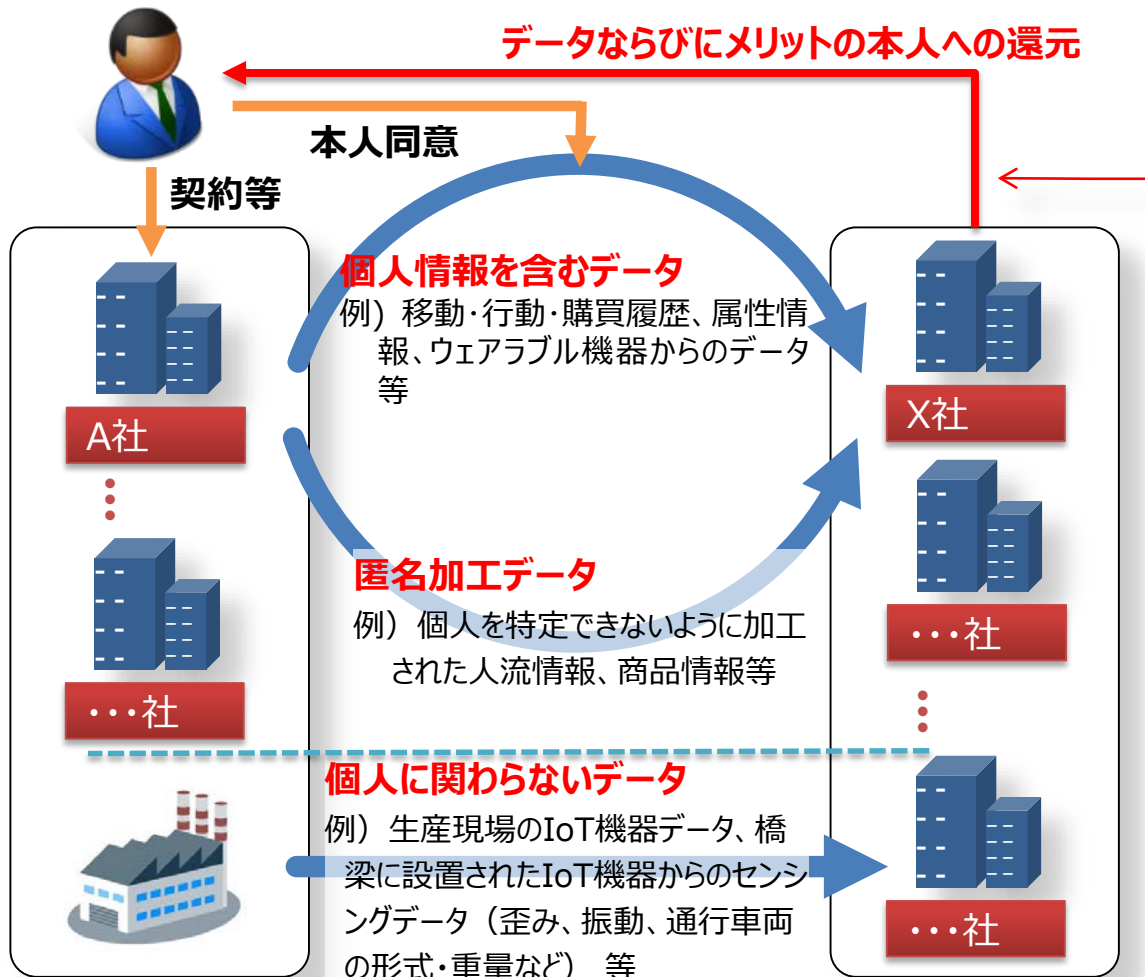
- (1) 必要な施策を講ずる国の責務
- (2) 施策を総合的かつ一体的に推進するための基本方針 について定める。

2. 認定匿名加工医療情報作成事業者（以下「認定事業者」という。）

- (1) 認定事業者の認定
高い情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術を有するなどの一定の基準を満たし、医療情報等の管理や利活用のための匿名化を適正かつ確実に行うことができる者を認定する仕組みを設ける。
- (2) 医療情報等の取扱いに関する規制等
医療機関等は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供できることとする。
(医療機関等から認定事業者への医療情報の提供は任意)

データ流通環境整備の必要性

データは「個人情報を含むデータ（以下、「パーソナルデータ」という）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
 - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
 - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
 - 金融市場の活性化
 - 資産の一元管理、最適な資産運用
- **医療・介護・ヘルスケア分野**
 - **健康寿命の延伸、医療費の適正化**
 - **健康意識の向上、行動変容による健康増進**
- 人材分野
 - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
 - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
 - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
 - 的確な被災者把握
 - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
 - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
 - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

※ 個人に関わらないデータであっても他のデータと組み合わせることによって、個人の特定につながる可能性があることに留意が必要

データ流通・活用に向けた課題

<国民・消費者の視点>

自らのデータを把握・制御できない不安

国民・消費者は、自らのデータがどのように事業者間で共有・活用されているのかを把握・制御できておらず、不安を抱えているのではないか。

便益が実感できない恐れがあることに対する不満や不公平感

国民・消費者は、活用の内容について十分な説明がなされない、または自らのデータが活用される便益を理解・実感等できていないため、事業者によるデータ活用について不満や不公平感を抱き、第三者提供に関する同意に躊躇しているのではないか。

データ互換性等の技術的課題

各個人に関するデータが互換性のないまま様々な事業者によって管理されているため、本人が希望する場合であっても長期にわたるデータを名寄せ蓄積してディープデータとして活用することができず、安全・安心かつ高度なパーソナライズド・サービスの実現にも限界があるのではないか。

<事業者の視点>

データ活用への躊躇

プライバシー保護に関し国民・消費者が抱く漠然とした不安や、レピュテーションリスク（風評リスク）、データの流通・活用による便益に対する国民・消費者の理解が得られていないこと等を背景に、企業や業界を越えたデータの流通・活用を躊躇し、単一事業者でデータを囲い込む状況。

取り組み・進展はこれから

一部事業者は、パーソナルデータを適切に保護しつつ、データの活用に積極的に取り組んでいるが、企業や業界を越えたパーソナルデータの幅広い活用が十分進展しているとは言い難い状況。

API開放・互換性確保等の技術的課題

多様な事業者が保有するデータの円滑な活用を実現する上で、データ互換性確保、API開放、データポータビリティの実現等が課題となっている。

<セキュリティの視点>

エコシステム全体でのセキュリティ課題

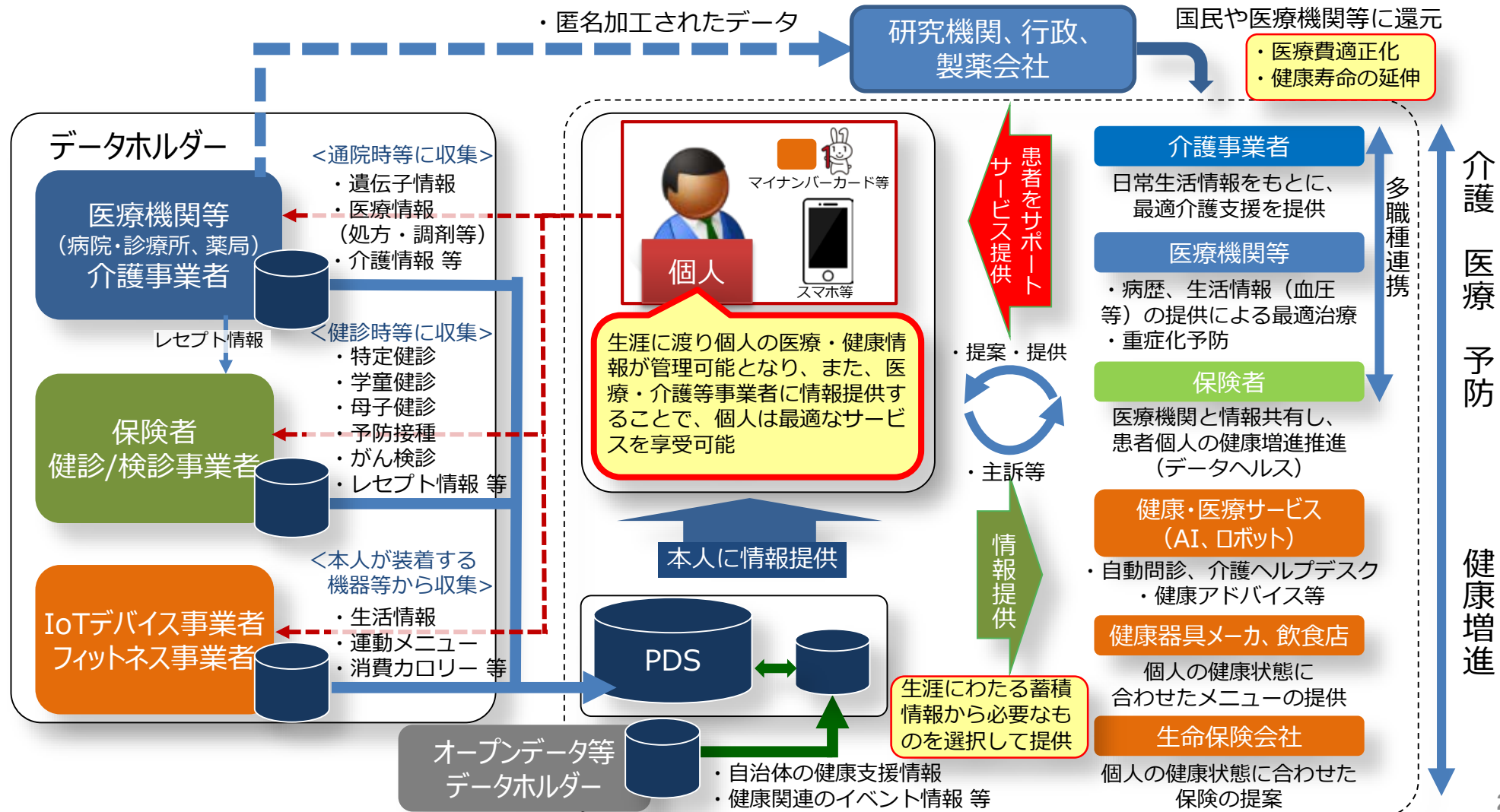
様々な機器やシステムがネットワークに接続されるようになってきているが、パーソナルデータを含め多様なデータの流通・活用を進めるためには、データ流通のエコシステム全体におけるセキュリティ確保がより重要となっている。



パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、情報銀行、データ取引市場）が有効

「データ」利活用の全体像

個人が自身に関する健診情報や生活情報等を収集することで、生涯に渡って医療・健康情報を管理できるようになる。また、各種情報を流通させることで、他の医療機関や事業者は個人の健康状態や生活環境に適した、診療や健康増進サービスの提供、保険サービス等を提案・提供することが可能になり、「重複検査・投薬の抑制」、「医療費の適正化」、「社会全体の健康寿命の延伸」の実現が期待される。



ヘルスケア分野のビッグデータプラットフォーム

個人単位にデータが集約される

ヒストリカルなデータの分析が可能になる

服薬・機器利用・生活歴等の情報も加味

データを生かした新産業創出

リアルワールドビッグデータに向けて

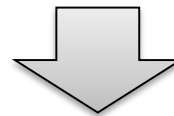
臨床データ
(医療・介護・リハビリ)

臨床現場の負荷を
最小限に収集する工夫

×

ライフデータ
(服薬・機器利用・生活暦)

質の高い多様な情報を
大規模に集める工夫



個人の意識改革と
よりよい診断・診療・介護に向けて

個人情報を
匿名加工して
データを活用する

次世代医療基盤法

個人情報保護法

個人情報を
個人情報として
活用する

国のデータベース（匿名加工情報）

NDB

DPC

介護総合
DB

ビッグデータ化

ナショナルセンター、学会等

患者別レジストリ

疾患登録システム

臨床
イノベーション
ネットワーク

PMDA

医薬品情報

MID-NET

医療技術
介護技術の
研究・開発

支払基金・国保中央会（国保連）

健診データ

医療レセプト

介護レセプト

要介護認定

個人単位化

企業

自治体

保険者

- ・健診の実施
- ・健康スコアリング
- ・個別化指導
- ・重症化予防

医療機関

専門病院

中核病院

診療情報

かかりつけ医

薬局

EHR

包括ケア
システム

介護サービス

施設サービス

居宅サービス

地域密着型
サービス

介護予防

ケアマネジメント

保険者機
能の強化

健康
指導

健診

診断

治療

服薬

療養

マイナポータル
自己情報
表示機能

ルール
の整備

情報銀行

PDS

PHR

妊婦健診
乳幼児健診
就学時健診
学校健診
予防接種 等

産業活性化に向
けたデータの活用

既存産業の
国際競争力
強化

- ・医薬品
メーカー
- ・医療機器
福祉機器
メーカー
- ・中小企業
が多い
- ・市場は
海外

新サービス
の創出

- ・包括ケア
- ・ヘルスケア
- ・医療・介
護の総合化

健康・生活情報
バイタルデータ・運動情報・食事情報・睡眠情報 等

ヘルス
ケア

通販
宅配

保険

食事

家電

住宅

車

子育て

4. PHRの検討に向けて

PHRの検討に向けて

「PHR」のイメージは多様

すぐにできることと将来に向けて目指すもの

個人がどう使おうと、どんな効果があるか

新生活支援産業の創出につながるか

健康社会をいかに実現するか

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に関する情報は下記のURLよりご参照いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html>

IT総合戦略本部 ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

END

ご静聴ありがとうございました。

